

憲 法 (100 点)

第 1 問

国家公務員法 44 条は、「人事院は、人事院規則により、受験者に必要な資格として官職に応じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる」と規定している。同条に基づき、人事院は人事院規則 8-18 (採用試験) を定め、8 条 1 項及び別表 3 により、国家公務員採用総合職試験 (大卒程度試験) (以下「総合職大卒程度試験」という) の受験資格を次に掲げる者に認めている。

- イ 試験年度の 4 月 1 日における年齢が 21 歳以上 30 歳未満の者
- ロ 試験年度の 4 月 1 日における年齢が 21 歳未満の者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び試験年度の 3 月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が (1) に掲げる者と同等の資格があると認める者
 - (3) [略]

受験資格について、このような年齢制限が課されているのは、国家公務員採用総合職試験により採用された者については、わが国の雇用環境を背景に長期雇用が前提とされ、組織内において人材を育成し、その経験や能力に応じてより高い官職に就けるという人事が行われており、また国家公務員には定年制度があるため、高年齢の者を採用すると、組織内での育成期間が限られてしまうためであるとされている。

X は、大学卒業後、民間企業で 6 年間働き、その経験を活かして行政に携わることを目指し、一昨年度及び昨年度に総合職大卒程度試験を受験したが、合格しなかった。そこで、令和 2 年度の総合職大卒程度試験に申込みを行ったところ、令和 2 年 4 月 1 日の時点で年齢が満 30 歳に達していることから、受理されなかった。これを不服とする X は、人事

院規則 8-18 別表 3 に定める総合職大卒程度試験の受験資格に関する年齢制限は憲法に違反するとして、国に対して受験資格の確認を求める訴えを提起した。この事例に含まれる憲法上の問題について論じなさい。なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律は、事業主が労働者の募集及び採用についてその年齢にかかわらず均等な機会を与える義務を規定するが（9条）、この規定は国家公務員について適用されない（38条の2）。

第2問

「内閣は、衆議院が内閣不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときに限り、衆議院の解散を決定し、天皇に対してその旨の助言と承認を行うことができる」という趣旨の法律が制定されたとする。解散制度の意義に言及しつつ、この法律に含まれる憲法上の問題について論じなさい。